

# 令和7年分確定申告相談及び提出のご案内

所得税・消費税の確定申告に関する、税理士によるご相談及び申告書提出を下記の日程にてお受けいたしますのでご案内いたします。

	場 所	日 付	時 間	紙面提出	電子申告
1	飯能商工会議所 (大会議室)	2月 9日(月)	9時30分～12時00分 (受付最終 11:00)	○	○
2	飯能商工会議所 (大会議室)	2月 17日(火)	13時30分～16時00分 (受付最終 15:00)	×	○
3	原市場公民館	2月 18日(水)	13時30分～16時00分 (受付最終 14:30)	○	△
4	飯能商工会議所 (大会議室)	2月 25日(水)	13時30分～16時00分 (受付最終 15:00)	×	○
5	吾野公民館	2月 27日(金)	13時30分～16時00分 (受付最終 14:30)	○	△
6	精明公民館 (集会室)	3月 4日(水)	13時30分～16時00分 (受付最終 14:30)	○	△
7	飯能商工会議所 (大会議室)	3月 6日(金)	9時30分～12時00分 (受付最終 11:00)	×	○

- 税務署担当官との相談は2月9日(月)、17日(火)、25日(水)の予定です。
- 本年より、所沢税務署の強い指導によるe-Tax申告の利用推進のため、商工会議所会場では、2月9日(月)(早期提出)以外、申告書の紙面提出は受付いたしません。紙面提出をご希望の方は、公民館開催の日をご利用ください。
- 各公民館開催の相談会(△印)では、スマホによるe-Tax(電子申告)の利用指導を行います。
- 消費税申告のある方は課税取引金額計算書を記入作成し、持参してください。(注3裏面参照)
- インボイス制度に伴い、本年中に新たに消費税の課税事業者となった方は、インボイス事業者登録日から令和7年12月31日の消費税申告が必要となります。については、該当する期間の課税取引金額計算書を作成し、ご持参ください。
- 各会場の場所等の問い合わせは飯能青色申告会事務局までお問い合わせください。

※飯能商工会議所ご来所の際は、駐車台数が少ない為、近隣のコインパーキング等をご利用ください。

飯能商工会議所・飯能青色申告会  
〒357-0032  
埼玉県飯能市本町1番7号  
電話:042(974)3111(代表)

持参書類	
スマホ申告に必要なもの	申告に必要なもの
<p>右記に追加して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① マイナンバー読取対応のスマートフォン</li> <li>② マイナンバーカード</li> <li>③ マイナンバーカードのパスワード           <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者証明用電子証明書（4桁数字）</li> <li>● 署名用電子証明書（英数字 6-16 文字）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用者識別番号がわかるもの</li> <li>② マイナンバーカードのコピー</li> <li>③ 番号確認書類（通知カード、住民票等） 及び身元確認書類（運転免許証等）の複写 ※①・②のどちらか一方のみ</li> <li>④ 決算書・申告書及び帳簿書類</li> <li>⑤ 前年度分決算書・申告書</li> <li>⑥ 固定資産台帳</li> <li>⑦ 生命保険料等の払込証明書</li> <li>⑧ 消費税の申告がある方のみ 2 年前の申告書</li> <li>⑨ 「確定申告のお知らせ」のはがき</li> </ul>

### 注 1) 令和 7 年分所得税確定申告の代理送信について

税務当局の指導の下、所沢税務署管内青色申告会各会では、電子申告(e-Tax の本人送信・代理送信)の利用事業者増加を目指し、昨年度より、相談会場においても代理送信を勧めております。つきましては、1件にかかる対応時間が長くなることが予想されますので、予めご了承ください。

また、スマートフォンとマイナンバーカードを用いた、スマホで電子申告も 24 時間利用可能で大変便利です。こちらの利用もご検討ください。

なお、あらかじめ国税庁のサイト「確定申告書等作成コーナー」で、青色申告決算書及び所得税の確定申告書を入力したデータを USB に保存し、相談会場にご持参いただけますと相談がスムーズです。

### 注 2) 税務相談会の事前相談をご利用ください

確定申告相談会は、提出前の確定申告書の最終確認及び申告手続きを行うことを目的としております。決算書の作成や会計処理、消費税申告の計算などは、商工会議所が実施する、税理士による税務相談会（事前予約制）をご利用ください。

申告会場でのスムーズな申告・提出処理の実施のため、ご協力をお願いします。

（税務相談には商工会議所の会員であることが必要です）



税務相談の日程確認  
お申し込みはコチラ

### 注 3) インボイス制度における 2 割特例の適用について

インボイス制度における小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(いわゆる2割特例)については、令和6年分の消費税申告において適用があつても、令和7年分の消費税申告においては、その基準期間である令和5年における課税売上高が1千万円を超える場合などは、2 割特例の適用は受けられません。

なお、上記の場合であつて、令和7年分の消費税申告で簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、令和7年 12 月末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。